

# 衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

**投票日** 12月14日

**投票時間** 午前7時～午後6時

12月14日は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。あなたの1票で国の未来が決まります。棄権することなく、皆さんそろって投票しましょう。

## 投票できる人

- 満20歳以上の人（平成6年12月15日以前に生まれた人）
- 平成26年9月1日以前に葛巻町に住民登録されている人

## 投票の方法

今回は、3つの投票となります。

- 選挙区選出議員  
候補者の氏名を記入
- 比例代表選出議員  
政党名または候補者氏名を記入
- 最高裁判所裁判官国民審査  
辞めさせたい裁判官の上の欄に「×」印を記入

## 期日前投票は2カ所で投票できます

投票日に投票できない人は、



## 期日前投票を行います

役場と江刈農村センターのどちらでも投票することができます。ただし、投票できる期間と時間が異なりますのでご注意ください。土・日曜日投票できません。

- 第1期日前投票所（役場1階 第1会議室）  
▽ 期間 12月3日(水)～13日(土)  
ただし、最高裁判所裁判官国民審査は7日(日)から
- ▽ 時間 午前8時30分～午後8時

## 送迎バスを運行します

- 第2期日前投票所（江刈農村センター）  
▽ 期間 12月7日(日)～12日(金)
  - ▽ 時間 午後1時～午後8時
- 小屋瀬農村センター、星野生活改善センター、冬部生活改善センターの3投票所は、投票所への送迎バスを運行します。運行時刻など詳しくは、後日、該当地区に全世帯配布するチラシをご覧ください。
- 町選挙管理委員会事務局  
☎66・2111 内線148

## 政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されており、違反すると処罰されます。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

**寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。**

みんなで徹底しよう「三ない運動」

- 政治家は有権者に寄付を贈らない！
- 有権者は政治家に寄付を求めない！
- 有権者は政治家からの寄付も受け取らない！

## 禁止事例

- 次のものも、政治家の寄付禁止の対象となります。
- ▷ 町内会の集会や旅行への寸志や飲食物の差し入れ
- ▷ 地域のスポーツ大会への飲食物などの差し入れ
- ▷ お祭りへの寄付や差し入れ
- ▷ 葬式の花輪、供花
- ▷ 開店祝いなどの花輪
- ▷ 病気見舞い
- ▷ 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝いや葬式の香典
- ▷ 入学祝いや卒業祝い
- ▷ お歳暮、お中元、お年賀

町選挙管理委員会事務局 ☎66-2111 内線148

権現様 (葛巻神楽保存会)



除雪機 (市部内自治会)



投光機 (田代自治会)



## 宝くじの助成を受けて整備しました



宝くじは高額な当選金が注目されがちですが、本来の目的は公共事業への活用です。

財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報を目的として文化振興やコミュニティ助成事業など各種事業を行い、皆さんの活動を支援しています。

今年度は、下記のとおり助成金の支援を受け備品を購入しました。助成金に関する相談は総務企画課まで。

- 葛巻神楽保存会 (250万円)  
神楽衣装一式、権現様、荒神面
- 市部内自治会 (230万円)  
集会施設用テーブル・いす、集会用テント、除雪機
- 田代自治会 (220万円)  
音響機材、投光機、除雪機

総務企画課 ☎66-2111 内線223

## ごみの野外焼却はやめましょう！



### ごみの野外焼却は法律で禁止されています

庭先や畑などでのごみの焼却は、ダイオキシンの発生の原因となるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることとなるため、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は禁止されています。

- ① 焼却(草、木の葉、枝などの焼却)
- ② 落ち葉の焼却、その他一過性の軽微な焼却(一時的に出る少量の剪定枝など)

③ 例外として野外焼却が認められる場合でも、むやみに焼却して良いというわけではありません。「嫌な臭いがして気分が悪くなった」「干していた洗濯物や布団に臭いが付いた」「火の始末が心配」といった苦情が寄せられています。

- ④ 例外として野外焼却が認められている場合
- ① 法令に基づく焼却(松食い虫の被害伐木などの焼却)
- ② 学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
- ③ 風俗慣習上の行事を行うための焼却(火祭り、どんと焼など)
- ④ 農林業のためのやむを得ない焼却

やむを得ず野外焼却をする場合でも、風の強さや向きに注意し、近隣にお住まいの人に迷惑を掛けないよう気を付けましょう。また、火災防止のため、消火するまでそばを離れることのないようにしましょう。

農林環境エネルギー課  
☎66・2111 内線143